

## 完全週休2日制を確保するモデル工事 実施要領

(主旨)

第1 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組みの一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を休工とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者において、労働環境改善の取組に対する意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日制普及に向けて効果や課題を抽出する「完全週休2日制を確保するモデル工事」（以下「モデル工事」という。）の試行にあたり必要な事項を定める。

(入札公告、特記仕様書での明示)

第2 発注機関の長は、モデル工事を実施する場合は、「発注者指定型」又は「受注者希望型」のいずれかとし、入札公告および特記仕様書において「完全週休2日制を確保するモデル工事」であることを明示する。

- ・発注者指定型：発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
- ・受注者希望型：受注者が、工事着手日までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から希望があった場合は、協議によりモデル工事にすることができるものとし、その取り扱いは、受注者希望型と同様とする。

(受注者の取組内容)

第3 モデル工事の受注者は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間、受注企業の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とするとともに、労働環境にも配慮する。

- 2 受注者は、第1項で定めた休日において、工事現場を休工とし、一ヶ月毎に休日取得計画書（以下「計画書」という。）を提出する。なお、この休工日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- 3 受注者は、前項で定めた計画書に対する休日取得実績書（以下「実績書」という。）を計画対象月の翌月7日以内（土、日、祝日を除く。）に発注者に報告する。
- 4 受注者は、施工計画作成時に工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事標準請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で休工日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に協議する。
- 6 受注者は、第1項の取組を行った場合は、工事完成図書の確認の際、その状況について、次の各号に掲げる書類を提示し、発注者の確認を受ける。
  - (1) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿等）
  - (2) 受注企業の技術者等の休日がわかる書類
  - (3) 下請企業の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間がわかる書類（工事日誌等）
- 7 受注者は、下請企業に対し、モデル工事の取組にあたり必要な事項について協力を依頼する。

(周辺住民への周知)

第4 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日制モデル工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

(アンケートの実施)

第5 モデル工事の検証を行うため、受注者（下請企業を含む。）は、目的物を引渡すまでに別に定めるアンケートに回答する。

(工事成績評定)

第6 発注者は、第3で定める受注者の取組に対し、別表「モデル工事の取組に対する考査項目」により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

この要領は、令和元年12月1日から適用する。

別表 モデル工事の取組に対する考査項目

取組内容	考査項目
実施要領第3第1項 (労働者の週休2日制)	週休2日制確保への取り組みを創意工夫の対象とし、第3第1項について評価した場合、取組状況に応じて「5. 創意工夫」で評価する。
実施要領第3第2項 (工事現場の週2日休工)	予定通り休工できた場合は「4. 工事特性－1. 施行条件等への対応－II都市部等の作業環境、社会条件への対応」で評価する。